

神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱

平成25年3月1日 制定

平成27年4月1日 改正

平成31年5月1日 改正

令和3年4月1日 改正

(通則)

第1条 神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市会計規則(昭和39年神戸市規則第81号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号)に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、今後発生が予想されている大規模地震や劣化及び浸水被害による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行う鉄道施設安全対策事業に要する経費の一部を市が補助することにより、列車の安全運行並びに鉄道利用者の安全確保を図るとともに発災時における緊急応急活動の機能を確保することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、国の「鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱」(以下「国要綱」という。)第3条に定めのある以下の事業とする。

- 2 鉄道駅耐震補強事業にあつては、乗降客数が一日一万人以上の高架駅であつて、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、鉄道事業の用に供する鉄軌道駅の建築物、及び緊急応急人員輸送の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強を行う事業(以下「補助対象事業」という。)とする。
- 3 鉄道施設緊急耐震対策事業にあつては、その全部又は一部が首都直下地震若しくは南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域内にある路線の高架橋・橋りょうのうち、緊急輸送道路及び津波避難路(以下「緊急輸送道路等」という。)と交差又は並走する箇所において、緊急輸送道路等の機能維持のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震対策を行う事業(以下「補助対象事業」という。)とする。
- 4 首都直下地震・南海トラフ地震対策事業にあつては、その全部又は一部が首都直下地震若しくは南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域内にある、片道断面輸送量が一日一万人以上の路線であつて、ピーク一時間あたりの片道列車本数十本以上の区間又は空港アクセス線上にある区間の高架橋、橋りょう及び開削トンネルの機能維持のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震対策を行う事業並びに乗降客一日一万人以上の駅(地平駅を除く。)の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震対策を行う事業(以下「補助対象事業」という。)とする。
- 5 老朽化対策事業にあつては、橋りょう、トンネル等の土木構造物(取替資産を除く。)であつて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の定める耐用年数を超えて使用している又は「鉄道構造物等維持管理標準」等に基づく評価により、老朽化が認められる施設の長寿命化に資する補強・改良を行う事業(以下「補助対象事業」という。)とする。

- 6 浸水対策事業にあつては、河川氾濫、津波、高潮、局地的集中豪雨等による地下駅又はトンネルへの浸水を防ぐために、兵庫県が定めるハザードマップ等に位置する浸水想定区域に位置する駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内について、止水板、防水扉、浸水防止機等の整備により浸水対策を行う事業とする。

(交付の対象等)

第4条 鉄道駅耐震補強事業、鉄道施設緊急耐震対策事業、首都直下地震・南海トラフ地震対策事業及び浸水対策事業にあつては、市長は、国要綱第21条第1項及び第23条第1項に定めのある鉄道事業者又は軌道経営者（西日本旅客鉄道株式会社を除く。）（以下「補助対象事業者」という。）が行う補助対象事業に必要な経費のうち、本工事費、附帯工事費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 老朽化対策事業にあつては、市長は、国要綱第5条第1項に定めのある鉄道事業者又は軌道経営者（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、大手民鉄、大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く。）を除く。）のうち、補助金の交付の申請を行う年（補助金の交付の申請を行う日が1月1日から7月9日までである場合には、前年）の4月1日の属する事業年度（以下「基準事業年度」という。）の前事業年度末からさかのぼり三年間（基準事業年度の前事業年度末において当該鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の軌道がその運輸開始後三年を経過していない場合にあつては、当該運輸開始後基準事業年度の前々事業年度末までの期間。）における各年度の鉄軌道事業及び経営するすべての事業（以下、「全事業」という。）の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生じている又は基準事業年度以降おおむね五年間を超えて各年度の鉄軌道事業及び全事業の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生ずることが確実と認められる鉄道事業者又は軌道経営者（以下「補助対象事業者」という。）が行う補助対象事業に必要な経費のうち、本工事費、附帯工事費、用地費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 3 補助金の額は、補助対象経費に $1/3$ を乗じて得た額の $1/2$ 以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合には、この限りではない。

(申請手続)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による交付申請書に第2号様式による実施計画書を添付して市長に提出するものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で交付決定を行い、第3号様式による交付決定通知書（増（減）額の交付

決定にあつては第3号の2様式により申請後1ヶ月以内に補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査により補助金を交付することが不相当と認めるときは、第3号の3様式による不交付決定通知書により申請後1ヶ月以内に補助金の交付を申請した者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 市長は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付すことができる。

(申請の取り下げ)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げを行うときには、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更)

第8条 補助対象事業者は、第2号様式による実施計画書を変更しようとするときは、第4号様式による変更承認申請書に第2号様式による実施計画変更書を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、この限りではない。

- 2 前項に定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 流用先の費用の当初計画額の30%以内の増額又は1千万円以内の増額のいずれか低い額
 - (2) 1千万円以下の工事件名の追加
- 3 市長は、第2号様式による実施計画書の変更の申請があつたときは、その内容を審査のうえ、適当であると認めるときは、第5号様式による承認書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 4 補助対象事業者は、第1項ただし書による軽微な変更を行ったときは、第6号様式による変更届に、第2号様式による実施計画変更書を添付して市長に届け出なければならない。

(状況報告)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況について市長の要求があつたときは、速やかに第7号様式による実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が年度内に完了しない見込みであるとき及び補助対象事業の遂行が困難となつたときは、第7号様式による実施状況報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業完了の日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第8号様式による完了実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに第9号様式による終了実績報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、これを審査のうえ、その報告が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第10号様式による通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

（概算払の請求）

第12条 補助対象事業者は、市から補助金の概算払を受けようとするときは、第11号様式による請求書を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助対象事業者は、第5条第2項ただし書きにより交付申請を行った場合において、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに第12号様式により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることとする。

（補助金の整理）

第14条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第16条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、別表に定める期間保存しなければならない。ただし、財産の取得又は効用の増加価格が一個又は一組50万円以下のものについてはこの限りではない。

- (1) 第15条に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

第17条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第18条 補助対象事業者は、取得財産等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同条第4号又は第5号の規定により国土交通大臣が定める財産に限る。）について、補助対象事業の完了後にお

いても、別表に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。ただし、財産の取得又は効用の増加価格が一個又は一組50万円以下のものについてはこの限りではない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第13号様式による財産処分申請書を提出して、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

(監督)

第19条 市長は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対して補助対象事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

1. この交付要綱は、平成25年3月1日から施行する。
2. この交付要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。
3. この交付要綱の一部改正は、平成31年5月1日から施行する。
4. この交付要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

財産処分に関する処分制限期間は、次に掲げるものとする。

処分を制限する財産の名称等			処分制限 期間
種類	構造又は用途	細目	
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの及び下記以外のもの	50年
		寄宿舎用のもの	47年
		病院用のもの	39年
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	38年
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	38年
金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用のもの及び下記以外のもの	38年
		寄宿舎用のもの	34年
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	31年
		病院用のもの	29年
金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用のもの及び下記以外のもの	30年
		寄宿舎用のもの	27年
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	25年
		病院用のもの	24年
金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用のもの及び下記以外のもの	22年
		寄宿舎用のもの	19年
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用又は荷扱所用のもの	19年
		病院用のもの	17年
建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6年
		その他のもの	15年
		給排水又は衛生設備及びガス設備	15年
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備	13年
		昇降機設備	17年
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8年
エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	12年		

	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15年 8年
	可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3年 15年
構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品	20年
		まくら木	
木製のもの		8年	
コンクリート製のもの		20年	
金属製のもの		20年	
分岐器		15年	
通信線、信号線及び電燈電力線		30年	
信号機		30年	
送配電線及びき電線		40年	
電車線及び第三軌条		20年	
帰線ボンド		5年	
電線支持物(電柱及び腕木を除く。)		30年	
木柱及び木塔(腕木を含む。)			
架空索道用のもの		15年	
その他のもの		25年	
前掲以外のもの			
線路設備			
軌道設備			
道床		60年	
その他のもの	16年		
土工設備	57年		
橋りょう			
鉄筋コンクリート造のもの	50年		
鉄骨造のもの	40年		
その他のもの	15年		
トンネル			
鉄筋コンクリート造のもの	60年		
れんが造のもの	35年		
その他のもの	30年		
その他のもの	21年		
停車場設備	32年		
電路設備			
鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	45年		
踏切保安又は自動列車停止設備	12年		
その他のもの	19年		
その他のもの	40年		
放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱		
	円筒空中線式のもの	30年	
	その他のもの	40年	
	鉄筋コンクリート柱	42年	
		木塔及び木柱	10年

		アンテナ 接地線及び放送用配線	10年 10年
	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの	15年 10年
車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両(架空索道用搬器を含む。)	線路建設保守用工作車	10年
工具	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)		5年
	治具及び取付工具		3年
	切削工具		2年
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	ベッド	8年
		児童用机及びいす	5年
		その他の家具(事務机、事務いす、キャビネット、応接セット、陳列だな及び陳列ケースを除く。)	15年
		冷房用又は暖房用機器	6年
		食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2年 5年
	事務機器及び通信機器	インターホーン及び放送用設備	6年
	時計、試験機器及び測定機器	試験又は測定機器	5年
機械及び装置	鉄道業用設備	自動改札装置	5年
		その他の設備	12年
開発研究用資産	建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5年
	構築物	風どう、試験水そう及び防壁	5年
		ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7年
	工具		4年
	器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4年
	機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	7年
			4年
ソフトウェア		3年	

神戸市長宛

住 所
事業者名
代表者名

神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付申請書

年度神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金 円を交付されるよう神戸市
鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請し
ます。

記

- 1 補助対象事業の目的及び内容
- 2 補助対象経費の使用方法及び事業の計画
年度の補助対象事業に関しては、第2号様式の 年度補助対象事業
実施計画書中の当該年度の欄に記載のとおり。
- 3 補助対象事業の期間
着手予定年月日
完了予定年月日
- 4 国からの補助金等受入予定額

補助金 円

第2号様式（第5条関係）

年度補助対象事業実施計画（変更）書

1 補助対象事業の目的及び内容

2 補助対象経費の内訳

（単位：円）

費目	補助対象事業計画額				完成予定 期日	備考
	計画額	年度まで (実績)	年度	年度以降		
合計						

（注）1 補助対象事業の費目ごとに経費の積算をした書類（別添様式）を添付すること。

2 計画額の変更の場合は、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。

3 その他必要な書類を添付すること。

第2号様式 別添（第5条関係）

年度補助対象事業実施計画経費積算書

（単位：円）

費目	内容	積算内訳

第3号様式（第6条関係）

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

年度神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度神戸市
鉄道施設安全対策事業費補助金については、神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要
綱第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円
- 2 補助金の交付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第8条第2項に定める軽微な変更を除き、補助対象事業実施計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
 - (2) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
 - (3) 補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、補助対象事業完了後においても、神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱の別表に定める期間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- 3 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第7条の規定による申請の取り下げをできる期間は、
年 月 日とする。

第3号の2様式（第6条関係）

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

年度神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金増（減）額交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度神戸市
鉄道施設安全対策事業費補助金については、神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要
綱第6条第1項の規定により下記のとおり増（減）額交付することに決定したので通知す
る。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
既決定補助の額	円
今回増（減）額する補助金の額	円
年間補助金総額	円
- 2 補助金の交付条件は、次のとおりとする。
 - （1） 補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第8条第2項に定める軽微な変更を除き、補助対象事業実施計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
 - （2） 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
 - （3） 補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、補助対象事業完了後においても、神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱の別表に定める期間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- 3 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第7条の規定による申請の取り下げをできる期間は、年 月 日とする。

第3号の3様式（第6条関係）

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

年度神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度神戸市
鉄道施設安全対策事業費補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定した
ので通知する。

記

1 不交付とした理由

第4号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所
事業者名
代表者名

補助対象事業実施計画変更承認申請書

年度における神戸市鉄道施設安全対策事業費補助対象事業について、別紙のとおり計画を変更したいので、承認されるよう申請します。

（添付書類）

年度補助対象事業実施計画変更書

第5号様式（第8条関係）

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

承認書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度の補助
対象事業実施計画の変更については、承認する。

第6号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所
事業者名
代表者名

補助対象事業実施計画変更届

年度における神戸市鉄道施設安全対策事業費補助対象事業について、別添のとおり計画を変更したのでお届けします。

（添付書類）

年度補助対象事業実施計画変更書

第7号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所
事業者名
代表者名

補助対象事業実施状況報告書

神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき市長から通知があった補助対象事業の実施状況について、神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により別紙のとおり報告します。

（別紙） 補助対象事業実施状況表（第7-2号様式）
又は
（別紙） 補助対象事業実施状況表（第7-3号様式）
又は
（別紙） 補助対象事業実施状況表（第7-4号様式）

第7-2号様式（第9条関係）

年度補助対象事業実施状況表

（単位：千円）

費目	計画額	実績額	計画額	進捗率 B/A	今後の実績見込み額				備考
	A	B	との差額 A-B		（%）	第 四半期	第 四半期	第 四半期	
合計									

- （注） 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第7-3号様式（第9条関係）

年度補助対象事業実施状況表

（単位：千円）

費目	計画額 A	3月末までの実績 見込額 B	計画額 との差額 A-B	計画額との差額の内訳			備考
				年度内に 完了しない分	遂行が困難 となった分	その他	
合計							

- （注） 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第7-4号様式（第9条関係）

年度補助対象事業実施状況表

（単位：千円）

費目	計画額 A	年月日 までの 実績額 B	計画額 との差額 A-B	計画額との差額の内訳		備考
				遂行が困難 となった分	その他	
合計						

- （注） 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第8号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所
事業者名
代表者名

補助対象事業完了実績報告書

神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき市長から通知があった補助対象事業の完了実績について、神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により別紙のとおり報告します。

（別紙1） 補助対象事業完了実績表

（別紙2） 神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金精算調書

第8号様式 別紙1 (第10条関係)

年度補助対象事業完了実績表

(単位：円)

費目	本年度 計画額 A	本年度 実績額 B	計画額 との差額 A-B	本年度実績の概要	備考
合計					

(注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。

2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第8号様式 別紙2 (第10条関係)

年度神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金精算調書

(単位：円)

費目	交付	計画額	実績額	計画額	精算	概算払	差引補助金	備考
	決定額			との差額	補助金額	受領済額	未受領済額	
	A	B	C	D	E	F	H = E - F (△返還)	
合計								

- (注) 1 交付要綱第8条に基づき、当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。
 2 精算補助金額は計画額と実績額のいずれか低い額の1/3で計算した額を記載すること。

第9号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所
事業者名
代表者名

補助対象事業年度終了実績報告書

神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき市長から通知があった補助対象事業の年度終了実績について、神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により別紙のとおり報告します。

(別 紙) 補助対象事業年度終了実績表

第9号様式 別紙（第10条関係）

年度補助対象事業年度終了実績表

（単位：円）

費目	計画額 A	実績額 B	計画額との差額 A-B	進捗率 B/A (%)	今後の実績見込額		備考
					繰越額	その他	
合計							

- （注） 1 当初の計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第10号様式（第11条関係）

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって完了実績報告のあった補助対象事業の実施については、これを認定し、神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金の額を下記のとおり確定したので、神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知する。

記

確定補助金額

円

第 1 1 号様式（第 12 条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所
事業者名
代表者名

神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により請求します。

記

- 1 神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付決定通知額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 概算払請求額算出基礎

費 目	計画額	建設等に要する資金の額	概算払可能額	前回までの概算払額	今回概算払予定額
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

- 4 支払方法
- 5 振込先

神戸市長 宛

住 所
事業者名
代表者名

神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金消費税及び地方消費税の
額の確定に伴う補助金の返還報告書

神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業者の名称
- 3 補助金額（神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第 11 条により確定された額）
円
- 4 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 5 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 6 補助金返還相当額（5 - 4）
円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること

第13号様式（第18条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所
事業者名
代表者名

財産処分申請書

神戸市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第18条第2項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事情